

行財政集中改革計画

平成 18 年 3 月

名古屋市

目 次

1 行財政集中改革計画策定の趣旨

1	計画策定の背景	1
2	計画の基本的視点	2
3	計画の内容	3
4	計画の進行管理	3
5	概念図	4

2 改革項目

I	事務事業の見直し	5
II	民間委託等の推進	
II-1	公の施設等	12
II-2	特定事務事業	17
III	計画的な定員管理	20
IV	外郭団体の見直し	25
V	諸情勢に適応した給与制度	33
VI	財政健全化への取り組み	35
(参考1) 用語説明		40
(参考2) 本文記載の計画等について		42

1 行財政集中改革計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 行財政改革の計画的な推進

本市では、21世紀初頭のまちづくりの基本計画である「名古屋新世紀計画2010」及びその実施計画に基づき、「誇りと愛着のもてるまち・名古屋」の実現を目指しています。この計画の着実な実行を支えるため、「第2次行財政改革計画」と「財政健全化計画」を策定し、時代の変化に柔軟かつ的確に対応する行財政運営をすすめてまいりました。

今後の行財政改革は、これまで以上に、市民サービスのあり方、事務事業の執行体制や職員配置のあり方などを総合的に勘案し、中期的な視野から、行財政改革計画の実行計画を定めて、計画的に取り組んでいく必要があります。

(2) 財政健全化の取り組み

平成19年度以降の財政状況は、平成18年度予算をもとに試算すると400億円～500億円の収支不足が見込まれるなど、非常に厳しい状況が続くため、今後も引き続き、財政健全化に取り組む必要があります。

(3) 定員管理、外郭団体改革についての次期実行計画の策定

定員管理と外郭団体改革の実行計画である「定員管理計画」と「外郭団体改革実行プラン」についても、平成17年度で計画期間を終了するため、平成18年度以降の実行計画が必要となっています。

(4) 諸情勢に適応した給与制度

さらに、本市職員の給与制度についても、社会経済情勢の変化を踏まえ、情勢に適応したものとなるよう必要な見直しを行うとともに、一層の公正性、透明性を高めていく必要があります。

(5) その他

国においては、地方公共団体が行財政改革の具体的な取り組みについて、わかりやすく明示した計画を策定・公表することにより、市民への説明責任を果たしていくよう、助言を行っています。

2 計画の基本的視点

簡素・身近・透明・迅速を基本として、行財政改革をすすめてきましたが、今後、一層、行財政改革をすすめて、小さな市役所への道筋を確かなものとし、時代の状況に合った市民サービスを追及することで、市民満足度の向上を目指します。

そこで、次のような視点で計画を策定いたしました。

(1) 市民志向

サービスを提供する側からの発想でなく、サービスを利用する市民の立場にたった発想が求められています。市民ニーズをしっかりと把握し、市民の皆様とともに市政をすすめることで、市民の目線からの行財政改革に取り組みます。

(2) 公的関与のあり方の検証

既成の枠組みや従来の固定的な発想にとらわれず、行政と民間との役割分担を明確にし、「市の行うべき仕事は何か」、「市はこの仕事に関わるべきか」という原点に立ち返った視点から「民間でできるものは民間で行なう」ことを基本に、幅広い観点から行政の守備範囲を見直し、簡素で効率的な行政システムを構築します。

この際には、行政責任を確実に果たすことに、十分留意します。

(3) 成果重視の市政推進（マネジメントサイクルの確立）

コストに見合った成果を追求し、より質の高いサービスをより多く提供する成果重視の視点から、行財政改革に積極果敢に取り組むこととします。

(4) コスト縮減

市民ニーズの変化に対応して、低コストで良質なサービスを提供できる効率的・効果的な行財政運営をすすめ、コストの縮減を図ります。

(5) 市民への説明責任

行財政改革の取り組みについては、市民の皆様にはわかりやすい形で公表し、ご理解を深めていただけるように努めます。情報の公開、情報の共有により、市政の透明性を高め、市民の皆様への説明責任を果たします。

3 計画の内容

この「行財政集中改革計画」は、本市が集中的に取り組む行財政改革の取組事項を、事務事業の見直し、民間委託等の推進、計画的な定員管理、外郭団体の見直し、諸情勢に適応した給与制度、財政健全化への取り組みの6つの項目に整理し、取り組みの方針、目標を明らかにしたもので、小さな市役所を目指し、行財政改革を着実にすすめていくための実行計画です。

- 計画期間 平成 17～22 年度
- 病院、上下水道、交通の各事業については、行財政集中改革計画にあたる中期経営計画を別途、策定します。

4 計画の進行管理

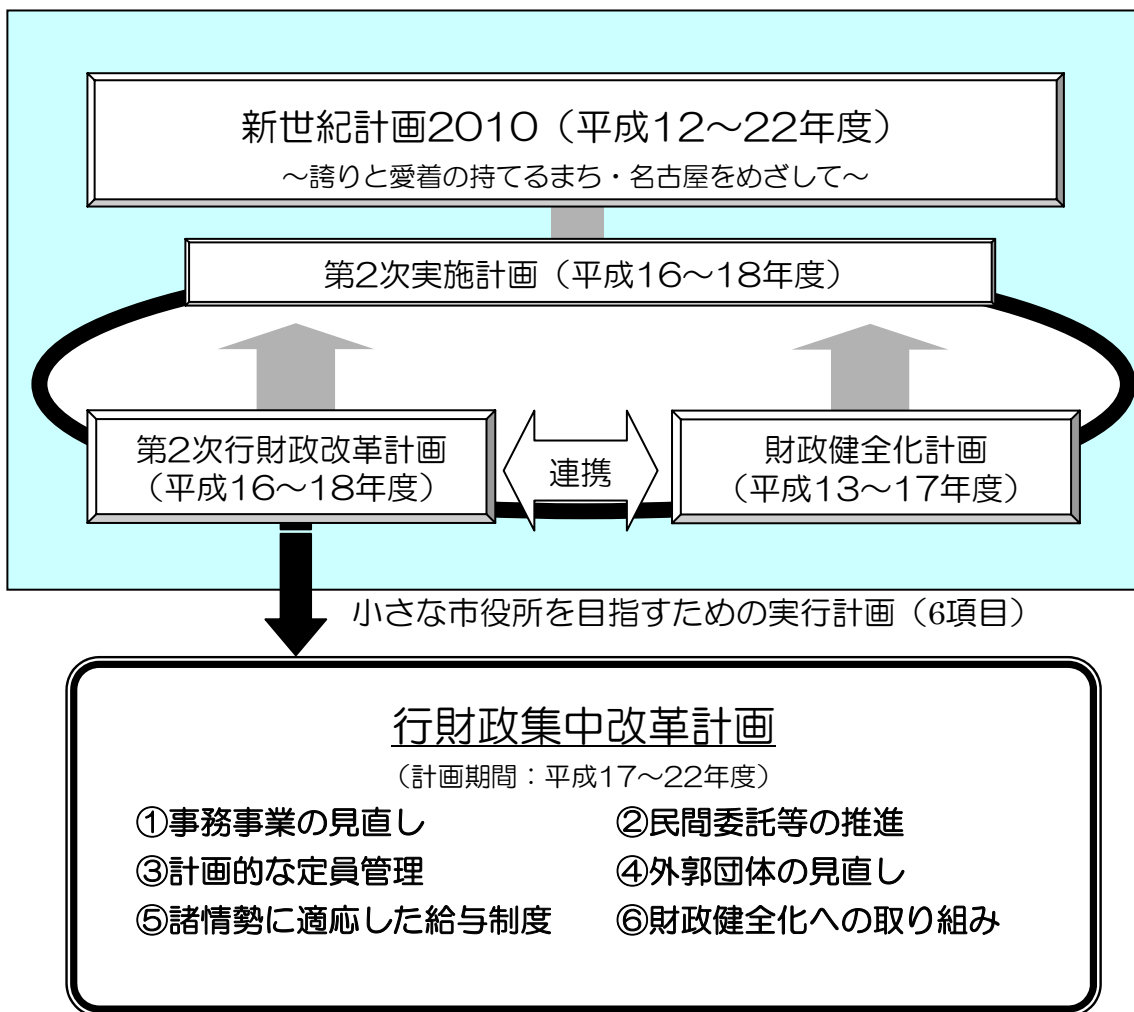
(1) 体制

- 行財政集中改革計画を推進するため、経営会議において、実施にあたっての方針を決定するとともに、取り組み状況の報告を行います。
- 行財政集中改革計画を推進するにあたっては、本市内部の検討にとどまることなく、外部からの評価も実施し、検証をすすめます。
(事務事業評価、外郭団体経営評価)

(2) 実施状況の管理、公表

行財政集中改革計画の取り組みについては、毎年度フォローアップを実施し、進捗状況を市のホームページや広報なごやを活用して市民にわかりやすい形で公表します。

5 概念図



計 画 期 間	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
新世紀計画2010											
2010実施計画											
財政健全化計画											
行財政改革計画											
行財政集中改革計画											

2 改革項目

I 事務事業の見直し

1 趣旨

市が行う事務事業の目的や成果に着目し、「市民にとっての効果」という視点から客観的に評価・検証を行い、事業の実施 → 点検（評価）・改革改善 → 企画立案というマネジメントサイクルの定着を図ります。

さらに、その結果を改革・改善に結びつけ、不要・不急あるいは効果の小さい事務事業を明確にすることにより事業の休・廃止、見直しを推進します。

2 平成 16 年度末の状況

(1) 行政評価の実施

年 度	実 施 状 況
13 年度	一課一事業を中心に 857 事業を評価
14 年度	外部評価を導入、全体の半数の事務事業（1,398 事業）を評価
15 年度	全事務事業（2,746 事業）を評価
16 年度	15 年度外部評価で C・D 評価であった事業（334 事業）を評価

※ 11 年度、12 年度は試行実施

(2) 予算への反映状況

年 度	シ フ ト 状 況	縮 減 額
14 年度予算	総務局評価の C・D 事業のうち 33 件をシフト	約 3 億円
15 年度予算	外部評価の C・D 事業のうち 144 件をシフト	約 59 億円
16 年度予算	外部評価の C・D 事業のうち 144 件をシフト	約 50 億円
17 年度予算	行政評価実施事業のうち 93 件をシフト	約 35 億円

・平成 14～17 年度予算において全事務事業の 22.7%をシフト

・平成 14～17 年度予算における縮減額 約 147 億円

〔 C 評価：事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
D 評価：事業の抜本的見直し、休・廃止の検討 〕

3 基本方針

(1) 事務事業評価を活用した事務事業の見直し

毎年度、事務事業評価を実施し、その結果をふまえ、翌年度の予算を目途に、C評価、D評価の事業を中心に、外部評価並びに議会及び市民の意見をふまえながら検討を行い、事務事業の休・廃止、見直しを推進します。

(2) 事務事業評価の進め方

ア 事務事業を類型ごとに分け、毎年度、1／3ずつの事務事業について評価を実施します。

事務事業の類型
①ソフト事業、②施設の建設、③整備事業、
④経常的事務事業、⑤施設の管理・運営

イ 学識経験者等からなる行政評価委員会による外部評価を実施します。

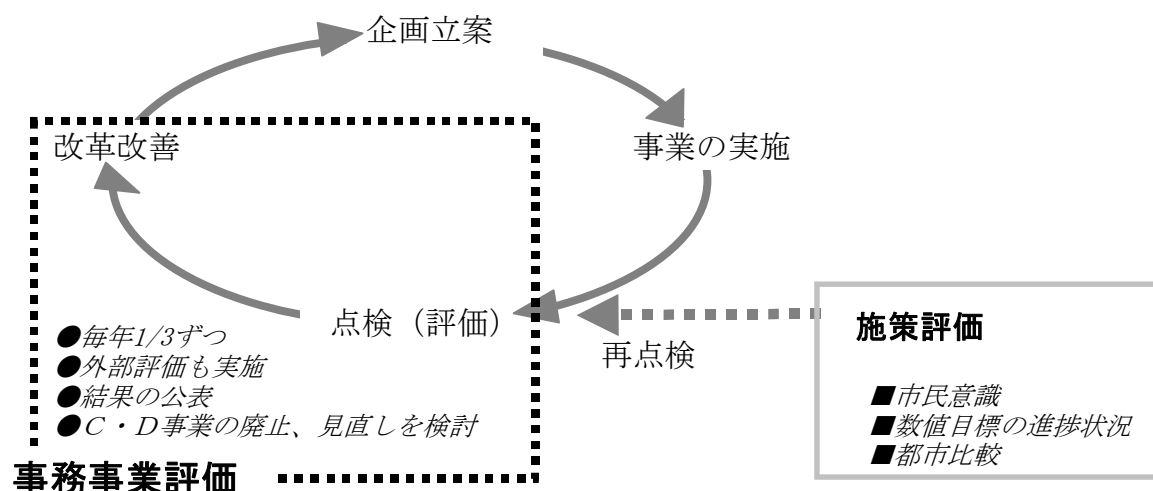
ウ 市民への説明責任を果たすため、評価結果を公表します。

エ 評価結果を活用し、事務事業の廃止、見直しを推進します。

(3) 事務事業評価制度の充実

ア 評価方法を充実させるため、評価基準をより向上させます。

イ 施策評価の結果をふまえて、事務事業の再点検を行います。



4 平成 17～22 年度までの取組目標

事務事業評価の結果をふまえた取り組みについては、以下のとおりです。

19 年度以降においても、毎年度実施する事務事業評価の結果をふまえ、事務事業の休・廃止、見直しを進めます。

(1) 17 年度における取り組み

ア 休・廃止事業 20 事業

担当局室	事務事業名
総務局	社会指標
財政局	納税功労者表彰、たばこ販売事業助成金事業、 納税貯蓄組合連合会助成金交付事業
市民経済局	ふれあい交流事業（文化）、都市型工業立地の推進、 猪高公設市場
環境局	生活排水対策、 民間自家用ディーゼル貨物自動車への低公害車導入事業
健康福祉局	寿荘デイサービス事業、ゲートボール活動助成、 障害者（児）に対するホームヘルパーの派遣、 手話コミュニケーション支援システム、 聴覚障害者向け公衆ファックス設置事業、 点字市営交通機関案内作成、 名古屋歯科衛生士専門学校運営補助
教育委員会	高等学校開放講座、冷水プール（2）、自然体験事業

※ カッコ内の数は、施設数

イ 見直し事業 73 事業（施設の運営体制の効率化、補助率・補助単
価の適正化、事務の効率化等）

担 当 局 室	事 務 事 業 名
市 長 室	各種表彰等、庁用自動車の運行・管理
総 務 局	戦争に関する資料館調査会に関する事業、 市公報の発行、職員の健康保持増進事業
市民経済局	青少年文化センター文化事業、 名古屋市芸術文化団体活動助成補助、 文化関係自費出版助成、公会堂、市民会館、 芸術創造センター、青少年文化センター 市民ギャラリー（2）、演劇練習館、音楽プラザ、 短歌会館、地区会館（5）、 なごやボランティア・NPOセンター、 違法駐停車等監視活動補助、伝統産業の普及啓発、 都市型産業研究施設立地助成、 マイクロメカトロニクス国際会議、 小売市場セルフ化事業助成、ユース・ホテル、 名古屋市民御岳休暇村、区情報・相談コーナーの運営
環 境 局	粗大ごみの修理・展示販売
健康福祉局	シルバーサービス振興指導事業、保育士確保対策補給金、 心身障害児療育相談事業（いこいの家）、 心身障害児療育相談事業（民間・知的障害児）、 身体障害者福祉ホームの運営補助、 心身障害児者援護事業、 盲人情報文化センター運営補助、 聴覚言語障害者情報文化センター運営補助、 中国帰国者の援護

住宅都市局	財団法人名古屋都市センター運営費補助等、 都市景観賞、住宅金融公庫業務の受託、建築総合展
緑政土木局	緑化用苗木育成事業
教育委員会	私立幼稚園備品教材費補助、私立幼稚園教員研修費補助、 新入学児童安全対策、生涯学習センター（10）、 楠学習センター、学校体育センター（3）、冷水プール（7）、 武豊野外活動センター、青少年育成地域振興事業、 市民会議・区民会議事業

※ カッコ内の数は、施設数

(2) 18年度における取り組み

ア 休・廃止事業 18事業

担当局室	事務事業名
市民経済局	交通災害共済事業の運営、 国際ビジネス情報センターの運営委託、 個性的文化拠点づくりの推進（名古屋港ガーデンふ頭倉庫の活用）アートポート事業、 青少年文化センター文化事業、 交通災害共済事業の共済金支給、 マイクロメカトロニクス国際会議、 小売市場セルフ化事業助成、小売市場近代化資金の貸付、 富田公設市場、ユース・ホテル
環境局	太陽光発電システム導入促進事業、 集団資源回収団体用具貸し出し
健康福祉局	老人性白内障特殊眼鏡等購入費の助成、 愛知県障害児の教育と保育をすすめる会補助金
緑政土木局	ある区ネットロード
教育委員会	遠隔通信事業、名古屋市奨学金事業、 （財）名古屋市教育スポーツ振興事業団情報誌等補助

イ 見直し事業 100 事業（施設の運営体制の効率化、補助率・補助単
価の適正化、事務の効率化等）

担 当 局 室	事 務 事 業 名
市 長 室	各種表彰等、庁用自動車の運行・管理
総 務 局	職員の健康保持増進事業、職員寮の管理等
市民経済局	地域密着型小売市場事業助成、なごや職人塾の開講、 能楽普及事業の開催、区民まつりの開催、 違法駐停車等監視活動補助、ファッション産業の振興、 名古屋市民御岳休暇村、能楽堂、公会堂、市民会館、 芸術創造センター、青少年文化センター、 文化小劇場（13）、市民ギャラリー（2）、演劇練習館、 音楽プラザ、短歌会館、東山荘、志段味地区会館
環 境 局	レジ袋の削減運動、集団資源回収団体への支援、 リサイクルステーション活動への支援、 リユースカップ事業、生ごみ堆肥化容器等購入補助、 環境学習センター
健康福祉局	市遺児手当、知的障害者に関する愛護啓発事業、 デイサービス事業運営費補助金、 通所型施設での宿泊を伴う短期入所事業の実施（身体障害者）、 通所型施設での宿泊を伴う短期入所事業の実施（知的障害者）、 通所型施設での宿泊を伴う短期入所事業の実施（障害児）、 重症心身障害児・者受入補助、敬老金の支給、 公衆浴場無料入浴事業、民間保育所の運営、 公衆浴場入浴券の支給、看護師等養成施設運営費補助、 休養温泉ホーム松ヶ島、高年大学鯉城学園、 市立保育園、とだがわこどもランド
住宅都市局	名古屋市建築保全公社の運営経費補助

緑政土木局	戸田川緑地の維持管理、緑化用苗木育成事業、白鳥庭園、日光川公園、ランの館、緑化センター、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、荒子川公園ガーデンプラザ、東山公園テニスセンター、東谷山フルーツパーク、農業文化園
消 防 局	消防活動用車両等管理事務（名古屋市防災管理公社実施分）
教育委員会	インターネット講座なごや発、学用品・通学用品費等補助、スクールランチの運営（中学校給食）、給食運営管理、名古屋市体育館、スポーツセンター（12）、温水プール（5）、名城庭球場、港サッカー場、志段味スポーツランド、武豊野外活動センター、黒川スポーツトレーニングセンター、上社レクリエーションルーム

※ かつこ内の数は、施設数

Ⅱ 民間委託等の推進

Ⅱ－１ 公の施設等

１ 趣旨

施設設置後の社会情勢の変化に伴い、時代に即応した見直しが求められていることから、設置の意義を含め、そのあり方を抜本的に見直すとともに、市民の視点に立ったサービス改善に取り組みます。

公の施設以外の施設についても、同様の見直しを行ないます。

２ 平成16年度末の状況

(1) 公の施設の管理形態別施設数

	指定管理者 導 入 済	管理委託	直 営 (業務委託)	計
レクリエーション・スポーツ施設	0	43	106	149
産 業 振 興 施 設	0	5	16	21
基 盤 施 設	0	320	1,342	1,662
文 教 施 設	1	24	99	124
医療社会福祉施設	34	9	154	197
そ の 他 の 施 設	8	184	11	203
計	43	585	1,728	2,356

※ 道路、河川、小中学校を除く

(2) 公の施設以外の施設の管理形態別施設数

直 営 (業務委託・全部)	直 営 (業務委託・一部)	計
5	27	32

※ 本市が設置する施設で、公の施設、庁舎（本庁、区役所・支所等）、事務所（環境事業所、保健所等）を除く

3 基本方針

(1) 公の施設

ア 指定管理者制度の導入・検証

- ・管理委託施設については、平成 18 年度当初までに指定管理者制度の導入を着実に進めます。
- ・指定管理者制度導入によるコスト削減や市民サービス向上の成果について検証し、公の施設の設置目的達成に努めます。

イ 施設のあり方の抜本的な見直し（平成18年度から実施）

外部の有識者も交えて、以下の検討を進めます。

- (ア) 指定管理者制度を導入した施設、直営施設について、市が引き続き施設によるサービスを提供する必要があるかどうか、公的関与の必要性を検証します。

《見直しの視点（例）》

- ・設置の意義が薄れた施設、民間と競合する施設、老朽化が著しい施設、利用率が低い施設、近隣に設置目的や施設内容が類似した施設がある施設については、廃止、民営化、転用、統合を検討

- (イ) 公的関与の必要性を検証した結果、存続する施設については、運営改善を推進します。

《見直しの視点（例）》

- ・管理運営体制

〔	指定管理者制度の導入・継続、業務委託の拡大、
	複合施設、近隣施設の管理統合
- ・利用率向上、収支改善、市民サービス向上策
- ・施設のライフサイクルコストの縮減策

(2) 公の施設以外の施設

市が引き続き施設によるサービスを提供する必要があるかどうか、公的関与の必要性を検証し、廃止、民営化、転用、統合等を検討します。法律により設置が義務づけられている施設については、運営改善を推進します。

4 平成 17～22 年度までの取組目標

(1) 公の施設

ア 指定管理者制度の導入施設

	16年度末までに 指定管理者制度 導入済施設	17年度に指定管理 者制度導入済施設 (17.10.1現在)	平成18年度当初までに 指定管理者制度を導入する施設	
レクリエーシ ョン・スポー ツ 施 設		冷水プール(12)	東山公園テニスセンター 稲永公園野鳥観察館 サンビーチ日光川 ランの館 鶴舞公園(普選記念壇・ 奏楽堂・鶴々亭)(3) 白鳥庭園・庭園本館 東山公園展望塔 市民御岳休暇村 瑞穂運動場	温水プール(5) 総合体育館 スポーツセンター(12) 市体育館 港サッカー場 名城庭球場 上社レクリエーションルーム 黒川スポーツトレーニングセンター 志段味スポーツランド 武豊野外活動センター
産業振興 施 設			国際会議場 国際展示場 中小企業振興会館	農業文化園 東谷山フルーツパーク
基盤施設			名城公園フラワープラザ 荒子川公園ガーデンプラザ 戸田川緑地 瑞穂公園 緑化センター	オアシス 21(公園部分) 市営路外駐車場(久屋、 大須、古沢公園)(3) 栄バスターミナル 市営住宅(公営住宅除く)(33) 定住促進住宅(37)
文教施設	旧川上貞奴邸		市民会館 公会堂 芸術創造センター 青少年文化センター 文化小劇場(13) 市民ギャラリー(2)	演劇練習館 音楽プラザ 短歌会館 東山荘 能楽堂
医 療 ・ 社会福祉 施 設	地域児童館(16) 福祉会館(16) 老人いこいの家 笹島寮	総合リハビリテーションセンター 高齢者就業支援センター 総合社会福祉会館 熱田荘	休養温泉ホーム松ヶ島 高年大学鯉城学園 にじが丘荘 とだがわこどもランド	
そ の 他 の 施 設	コミュニティセンター(7) なごやボランティア・NPO センター	コミュニティセンター(6)	国際センター 男女平等参画推進センター	コミュニティセンター(186) 港防災センター

※ かつこ内の数は、施設数

イ 直営施設等

	施設のあり方の検討		廃止	その他
レクリエーション・スポーツ施設	東山動植物園 中村公園記念館・桐蔭茶席(2) 冷水プール	都市公園内各種スポーツ施設 (野球場等)(88) 都市公園内分区園(4)	冷水プール(2)	徳川園 ＜指定管理者制度導入＞ 市立ユース・ホテル ＜休止中＞
産業振興施設	公設市場(13) 名古屋城	農業センター	富田公設市場	
基盤施設	都市公園(1337) みどりが丘公園(霊園) 八事斎場	八事霊園 愛宕霊園		市営住宅(公営住宅) (251) ＜管理代行制度＞
文教施設	市政資料館 博物館 蓬左文庫 秀吉清正記念館 科学館 美術館 見晴台考古資料館 高等学校(14) 養護学校(4)	図書館(19) 幼稚園(28) 女性会館 生涯学習センター(19) 楠学習センター 青年の家(宿泊型) 中央看護専門学校	青年の家 (都市型)(3)	市立大学 ＜公立大学法人化＞
医療・社会福祉施設	児童自立支援施設 (玉野川学園) 特別養護老人ホーム (黒石荘、厚生院)(2) 養護老人ホーム (寿荘、寿楽荘)(2) 軽費老人ホーム(清風荘、緑寿荘、 安田荘、きよすみ荘)(4) 保育所(124) 情緒障害児短期治療施設 (くすのき学園) 知的障害児通園施設 (西部・北部地域療育センター、 みどり学園)(3) 肢体不自由児施設 (わかくさ学園) 難聴幼児通園施設 (すぎのこ学園)	母子生活支援施設(五条荘) 乳児院・児童養護施設(若葉寮、 ひばり荘、若松寮)(3) 知的障害児施設 (あけぼの学園) 児童厚生施設(中央児童館) 身体障害者更生・授産施設 (緑風荘) 知的障害者更生施設 (希望荘) 知的障害者授産施設(若杉、 昭和橋、鳩岡作業所)(3) 障害者スポーツセンター 救護・更生施設(植田寮) 医療保護・救護施設 (厚生院)(2)		知的障害者通勤寮 (桜山通勤寮) ＜社会福祉法人立化＞
その他の施設	地区会館(5) 文化センター(2)	中央卸売市場(3) と畜場		

※ かつこ内の数は、施設数

(2) 公の施設以外の施設

16 年度末の状況	施 設 名	
直 営 (業務委託・全部)	資源選別施設(4) リサイクル推進センター	
直 営 (業務委託・一部)	消費生活センター 工業研究所 処分場(2) 環境学習センター 環境科学研究所 工場（富田・南陽・猪子石・ 大江破碎・五条川）(5) 生活衛生センター 中央卸売市場衛生検査所 動物愛護センター 食肉衛生検査所	衛生研究所 知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 児童相談所 児童相談所附設一時保護施設 精神保健福祉センター 子ども適応相談センター 教育センター 生涯学習推進センター 野外教育センター(3)

※ かつこ内の数は、施設数

Ⅱ－２ 特定事務事業

１ 趣旨

特定事務事業（民間委託になじむ業務や正規の職員が従事しなくてもよい業務。下記２の表に掲げるものを指します。）については、行政運営の効率化、市民サービスの向上を図るため、行政責任の確保に十分留意しつつ、民間委託や嘱託員の活用を進めます。

２ 平成 16 年度末の状況

現 状	特 定 事 務 事 業
全部委託	庁舎受付・案内、在宅配食サービス（全部民営）、 情報処理・庁内情報システム維持、ホームページ作成・運営、 調査・集計
一部委託	本庁舎清掃、本庁舎夜間警備、電話交換、公用車運転、 一般ごみ収集（一部委託・一部民営）、学校給食、 道路維持補修・清掃、ホームヘルパー派遣（一部民営）、 総務関係事務、その他事業（※）
全部直営	学校用務員事務、し尿処理

※ 19 頁参照

３ 基本方針

「全部委託」が行なわれていない事務事業については、行財政集中改革計画の期間中、原則として退職者分を不補充とすることにより、一層の民間委託、嘱託員の活用を進めます。なお、その中で、方向性が確定していないものについては、あり方の検討を踏まえて、計画的な対応を図ります。

4 平成17年度～22年度の取組目標

事務事業名	平成16年度末の状況	平成22年度までの目標	内 容	担当局室
本庁舎清掃	一部委託	委託拡大	正規職員の退職にあわせて、委託を拡大します。	総務局
本庁舎 夜間警備	一部委託	あり方 検討	正規職員の退職にあわせて、早期に夜間警備のあり方を検討します。	総務局
電話交換	一部委託	一部委託 ・ 嘱託化	正規職員の退職にあわせて、民間委託又は嘱託化を進めます。 市立大学については、公立大学法人化後、法人が民間委託又は嘱託化を進めます。	市民経済局 教育委員会 市立大学
公用車運転	一部委託	委託拡大	業務内容に応じ、正規職員の退職にあわせて、順次、民間委託又は嘱託化を進めます。	市長室 市民経済局 環境局 健康福祉局 住宅都市局 緑政土木局 教育委員会 市会事務局
し尿処理	全部直営	体制縮小 の検討	毎年、下水道整備に伴い収集量が減少することから、効率的な収集・処理の職員体制について検討します。	環境局
一般ごみ 収 集	一部委託 ・ 一部民営	あり方 検討	非常時や災害時等のごみ処理に必要な職員体制を維持しつつ、委託化・嘱託化を早期に検討します。	環境局
学校給食	一部委託	一部委託 ・ 嘱託化	職員体制を効率化しつつ、正規職員の退職にあわせて嘱託化を進めます。	教育委員会
学校用務員 事 務	全部直営	嘱託化	職員体制を効率化しつつ、正規職員の退職にあわせて嘱託化を進めます。	教育委員会

事務事業名	平成16年度末の状況	平成22年度までの目標	内 容	担当局室
道路維持補修・清掃	一部委託	委託拡大	業務の緊急処理に必要な職員体制を維持しつつ、委託を拡大します。	緑政土木局
ホームヘルパー派遣	一部民営	全 部 民 営 化	平成 17 年度より、直営でのホームヘルパー派遣を廃止しました。	健康福祉局
総務関係事務（給与、旅費等）	一部委託	あ り 方 検 討	内部事務管理センターの設置に向け、対象事務や委託範囲等を検討します。	総 務 局
そ の 他 事 業	一部委託	委託拡大 ・ 嘱 託 化	以下の業務については、業務内容に応じ、正規職員の退職にあわせて、民間委託又は嘱託化を進めます。 市立大学については、公立大学法人化後、法人が民間委託又は嘱託化を進めます。	
			守衛（中央卸売市場）	市民経済局
			消毒・ボイラー・冷凍機管理等	市民経済局 健康福祉局 市立大学
			給食（保育園、社会福祉施設等）	健康福祉局 市立大学
			事務・その他補助	総 務 局 市民経済局 環 境 局 健康福祉局 緑政土木局 消 防 局 教育委員会 市立大学
			清掃工場でのごみ投入等	環 境 局
			緑地補修等	市民経済局 健康福祉局 緑政土木局

Ⅲ 計画的な定員管理

1 趣旨

定員は、市の施策・方針、予算、組織、事務事業の改善並びに人材育成及び再任用制度などの人事管理と密接に関連しており、今後ともこれらと連携を図ったうえで、総合的に管理する必要があります。

とりわけ本市の財政状況が依然として非常に厳しく、いわゆる「団塊の世代」の職員の大量退職時期を迎える今後数年間については、中期的な取り組み目標を定めて計画的に定員見直しを進めるとともに、必要度、重要度のより高い事務事業に職員を重点的に配置することにより、効率的・効果的な市政運営の実現を図ることとします。

なお、この項目は、平成 18 年度以降の定員管理に関する実行計画とします。

2 平成 16 年度末の状況

平成 13 年 12 月に定員管理計画(平成 14～17 年度)を策定し、定員で 2,200 人以上(※)の純減(市長部局等 1,000 企業局 1,200)、派遣職員で 120 人以上の純減の目標を掲げ、積極的な定員見直しに取り組んできました。

※ 第 2 次行財政改革計画(平成 16 年 4 月策定)において上方修正(1,600→2,200 人以上)

(1) 取り組み結果

ア 定員純減数

		14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	計
	施策・事業のシフト	△41	△12	△150	△87	△ 290
	役職者の削減	△10	△32	-	△19	△ 61
	事務の簡素化・集約化	△20	△32	△40	△57	△ 149
	委託化・嘱託化の推進	△59	△152	△140	△149	△ 500
市長部局等計		△130	△228	△330	△312	△ 1,000
企業局		△259	△410	△373	△258	△ 1,300
合計		△389	△638	△703	△570	△ 2,300

イ 派遣職員純減数

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	計
派遣職員	△81	△28	25	△ 158	△ 242

(2) これまでの定員増減

	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	10～17年度 合計
予 算 定 員	32,067	31,864	31,524	31,051	30,662	30,024	29,321	28,751	
市長部局等	△81	△31	△210	△246	△130	△228	△330	△312	△1,568
企 業 局	△251	△172	△130	△227	△259	△410	△373	△258	△2,080
合 計	△332	△203	△340	△473	△389	△638	△703	△570	△3,648
	△1,348				△2,300				
	行政改革実施計画に基づく取り組み				定員管理計画に基づく取り組み				

3 基本方針

(1) 定員見直しの推進

本市の財政が依然として非常に厳しい状況にある中、限られた人材を有効活用するため、定員見直しの取り組み目標を定め、以下の方針にしたがって徹底した定員見直しを行います。

ア 業務のあり方見直し

本市のすべての業務について、実施主体のあり方や効率的な業務執行の観点から厳しく検証し、見直しの考え方を定めます。

(ア) 委託化・嘱託化の推進

特定事務事業については、行財政集中改革計画の期間中、原則として退職者分を不補充とすることにより、一層の民間委託、嘱託員の活用を進めます。

(イ) 事務の簡素化・集約化

内部事務の電算化や事務処理手続きの改善などによる事務の簡素化を進めるほか、市民サービスの維持・向上の観点から業務の集約化を図り、効率的な執行体制に努めます。

とりわけ、総務関係事務（給与、旅費等）及び区役所における事務や区ごとに設置している事務所（16 公所）のあり方を再検討し、業務や執行体制の集約化・効率化を図ります。

イ 施設のあり方見直し

本市の運営する施設について、「Ⅱ 民間委託等の推進」の「Ⅱ－１ 公の施設等」の基本方針（13 頁参照）にしたがって、指定管理者制度の活用など運営主体を含めた施設のあり方を検証することにより、効率的・効果的な運営の実現を図ります。

ウ 市立大学の公立大学法人化

市立大学については、平成 18 年度に公立大学法人化を行うことにより、平成 17 年度職員数 1,458 人すべてを削減する一方、円滑な大学運営を確保するため、新たな公立大学法人に対し職員派遣を行います。

エ 派遣職員の見直し

「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の趣旨を踏まえ、人的支援が必要かどうか、職種、役職、職務内容について徹底して検証して見直します。

市立大学については、公立大学法人の基本理念に沿って、計画的な派遣職員の見直しを図ります。

(2) 重点的な職員配置

目標を達成し、または役割が変化した事務事業を廃止・縮小する一方で、新たな行政課題への対応など、必要度、重要度のより高い事務事業に職員を配置するなど、職員配置の積極的なシフトを推進します。

(3) 団塊の世代の大量退職への対応

いわゆる「団塊の世代」の職員が大量に退職することにより、マンパワーが一時に減少し、かつ職員年齢構成が大幅に変化することから、職員構成の適正化及び行政運営の効率化に配慮して、必要な職員採用は行いながらも、思い切った見直しを行います。

ア 組織の簡素・効率化

簡素で効率的な市政運営の観点から、スタッフ職(参事・主幹・主査)を中心とした設置目的や役割を終えた組織の見直しや、意思決定の迅速化のための組織階層の見直しに努めます。

イ 多様な雇用形態の検討

再任用職員制度、任期付職員制度の活用など多様な雇用形態を検討し、効率的・効果的な市政運営に最も適切な職員体制の実現に努めます。

(4) 定員管理手法の改善

平成15年度定員から導入した、局室の自主的・主体的な取り組みを基本とする配分型の定員管理システムについて、中長期的かつ総合的な定員管理の観点から、システムの改善を図ります。

ア 局室への定員配分手法の改善

複数年度にわたる中長期的な見直しを推進するため、年度ごとの定員配分を改善するほか、上記(1)から(3)までの方針をよりの確に反映できる配分手法を検討し、実施します。

イ 区役所の定員管理

平成16年度から実施している「区役所における柔軟な職員配置」の運用状況を総合的に勘案したうえで、区の自主性・主体性を一層高め、効率的な区政運営を実現できるシステムの構築を図ります。

(5) 地方公営企業における定員管理

上下水道及び交通の各事業については、別途策定する中期経営計画において定員見直しの取り組み目標を定め、徹底した定員見直しを行います。

4 平成 17～22 年度までの取組目標

平成 17 年度職員数に対して差し引き 2,300 人以上 を純減します。

(内 訳)

事 項	目標数	取 組 手 法
予 算 定 員	△2,714 人	
市 長 部 局 等 職 員	△2,258 人	
市立大学を除く職員	△800 人	・ 委託化・嘱託化の推進 ・ 事務の簡素化・集約化 ・ 施設のあり方見直し ・ 重点的な職員配置 ・ 組織の簡素・効率化 ・ 多様な雇用形態の検討
市立大学の職員	△1,458 人	・ 平成 18 年度公立大学法人化
公 営 企 業 職 員	△456 人	・ 中期経営計画 - 上下水道局 △230 人 - 交通局 △226 人
派 遣 職 員	400 人	
市立大学を除く職員	△300 人	・ 人的支援の必要性の検証
市立大学の職員	700 人	・ 平成 18 年度公立大学法人化
計	△2,314 人	

・ 定年退職者数見込み 約 5,000 人（平成 17～21 年度末）

IV 外郭団体の見直し

1 趣旨

外郭団体は、市民ニーズが多様化・高度化する中で、行政機能を補完・代替する役割を担ってきました。しかしながら、社会経済情勢の変化に伴い、絶えず外郭団体の存在意義を問い直すとともに、本市の団体への関与についても、厳しく点検し、そのあり方を見直していく必要があります。

さらに、外郭団体は本来独立した経営主体であることから、自主的・自立的な経営基盤の確立を図る必要があります。

なお、この項目は、平成 18 年度以降の外郭団体改革に関する実行計画とします。

2 平成 16 年度末の状況

平成 14 年 12 月に外郭団体改革実行プラン（平成 14～17 年度）を策定し、その着実な実現を図ってきました。

(1) 統廃合等

- ・統廃合を含む 8 項目のうち 4 項目を実現しました。

平成 14 年度	名古屋貿易振興会の廃止
平成 15 年度	名古屋冷蔵(株)の出資比率の引下げ
平成 16 年度	(財)名古屋勤労者福祉センター管理公社の廃止
平成 17 年度	名古屋市健康保険組合と名古屋市交通局健康保険組合の統合

(2) 関与の見直し

ア 人的支援

- ・派遣職員を 222 人 (22.8%) 削減し、10% 以上の削減目標を達成しました。

区 分	外郭団体への派遣職員数
平成 13 年 4 月 1 日	9 7 5 人
平成 17 年 4 月 1 日	7 5 3 人
比 較	△ 2 2 2 人 (△22.8%)

※ 国・県主体の 5 団体及び計画策定後に外郭団体となった 2 団体を除く

イ 財政支出

- ・外郭団体への経常的な委託料や補助金について、49 億円(9.8%)を削減し、10%以上の削減目標をほぼ達成しました。

区 分	外郭団体への経常的な支出
平成 13 年度予算	4 9 8 億円
平成 17 年度予算	4 4 9 億円
比 較	△ 4 9 億円 (△9.8%)

(3) 自主的・自立的な経営

ア 常勤役員数の適正化

- ・常勤役員数の 10%以上を削減しました。

区 分	成果目標となる常勤役員数
平成 13 年 3 月 31 日	1 3 5 人
平成 17 年 4 月 1 日	1 1 9 人
比 較	△ 1 6 人 (△11.9%)

※ 国・県主体の 5 団体及び計画策定後に外郭団体となった 2 団体を除く

イ 経営改善計画（平成 15～17 年度）数値目標の達成状況

- ・経営改善計画における数値目標の平均達成率は 16 年度末で 72.5%です。

数値目標数	平均達成率（達成率の計/項目数）
1 4 4 項目	72.5%

ウ 経営状況の推移

区 分	平成 14 年度	平成 16 年度
単年度赤字団体数	1 1	1 3
累積赤字団体数	9	7
債務超過団体数	3	1

※ 現外郭団体を対象とし、開業準備期間のあった団体を除く
累積赤字団体は、正味財産・純資産が資本金等を下回っている団体

3 基本方針

(1) 対象団体（31 頁（参考資料 1）参照）

計画の対象とする外郭団体は、出資比率が 50%以上等地方自治法第 221 条第 3 項に規定する団体あるいは職員を派遣している団体など、名古屋市外郭団体指導調整要綱に定める 49 団体とします。

(2) 統廃合の推進

社会経済情勢の変化を踏まえ、設立目的と業務実態、民間への移管可能性、経営状況、団体間の類似団体・類似業務の有無などの観点から、各団体の存在意義について検証し、統廃合を進めます。

(3) 関与の見直し

外郭団体に関しては、団体の自主性・自立性を尊重しつつ、公益性の確保、経営基盤の強化、また、本市との連携、民間との競合などを視野に入れ、本市関与のあり方（事業内容・人的支援）を再度総点検し、財政支出の抑制に努めます。

(4) 自主的・自立的な経営改善の促進

外郭団体は、指定管理者制度導入など官民の役割分担の変化を踏まえ、民間と同一条件での競争性を確保するよう、自主性、自立性、専門性を高める必要があります。このため、外郭団体自ら積極的に改革・改善に取り組み、設立目的に即して健全で自主的・自立的な経営基盤を確立するよう指導するとともに、必要な支援を行います。

ア 第 2 次経営改善計画（平成 18～22 年度）の策定

各団体が自主的な経営改善に取り組むため、具体的な数値目標を掲げた経営改善計画を策定し、公表します。

イ 指導支援の具体的な内容

市として、役員数・職員数の適正化、給与の見直しなどに関する方針を明確にし、指導します。

(5) 推進体制（32 頁（参考資料 2）参照）

ア 外郭団体調整委員会

全庁的な推進体制として、全市的な調整と方針を決定します。

イ 外郭団体連絡会議

外郭団体との協議、意見交換、連絡調整を行います。

ウ 外郭団体経営評価委員会（仮称）

新たに外部有識者で構成する外郭団体経営評価委員会を設置し、各外郭団体の経営実態を把握し、団体の統廃合、本市関与のあり方、各団体における経営改善について、専門的・客観的な観点から市に対し助言・提案を行います。なお、委員会における評価結果については、外郭団体調整委員会に報告するとともに、公表します。

4 平成 17～22 年度末までの取組目標

(1) 統廃合の推進

ア 当面の目標

事 項	内 容	目標時期
(財)名古屋市建築保全公社	廃 止	平成 17 年度末
(財)名古屋市教育スポーツ振興事業団及び(財)名古屋市学校給食協会	統 合	平成 18 年度
(財)桜仁会	廃 止	平成 18 年度末
(株)名古屋交通開発機構及び (社)名古屋市交通局協力会	統 合	平成 19 年度
名古屋遊覧バス(株)	廃 止	平成 17 年度末

イ 計画期間中の取り組み

今後さらに経営評価委員会の評価結果を踏まえ、必要な見直しを行っていくこととします。

(2) 関与の見直し

所管局において経営評価委員会からの評価結果を踏まえ、本市の関与について見直しを行い、財政支出の抑制に努めます。

ア 事業内容

事業の必要性、実施主体を再検討します。

イ 人的支援

人的支援の必要性を検証し、見直します。

(3) 自主的・自立的な経営改善の促進

ア 経営改善計画の策定

外郭団体において、経営評価委員会の評価結果及びこれまでの取組結果を踏まえ、18年度中に策定します（計画期間は平成18～22年度）。

イ 役員数、職員数の適正化

団体の事業規模に合致した経営体制、団体の業務内容・業務量に応じた簡素で効率的な業務執行体制を確立します（数値目標設定）。

ウ 給与の見直し

経営評価委員会の助言等を踏まえつつ、本市の制度との均衡のみによることなく、各団体の経営状況や事業実績等がよりの確に反映できる人事給与制度を導入します。

エ 効率的な業務執行

各団体で共有する事務の集約化を検討するなど、効率的な業務執行体制を確保します。

(4) 数値目標

ア 常勤役員数の削減（10%） △13人（17年4月1日 124人）

イ 職員数（常勤）の削減（5%） △214人（17年4月1日 4,275人）

ウ 財政支出

経常的な委託料及び補助金の削減（10%）

△45億円（17年度 449億円）

(5) 情報公開

財務諸表、経営改善計画の内容・進捗状況などについて積極的に公表します。

(6) その他

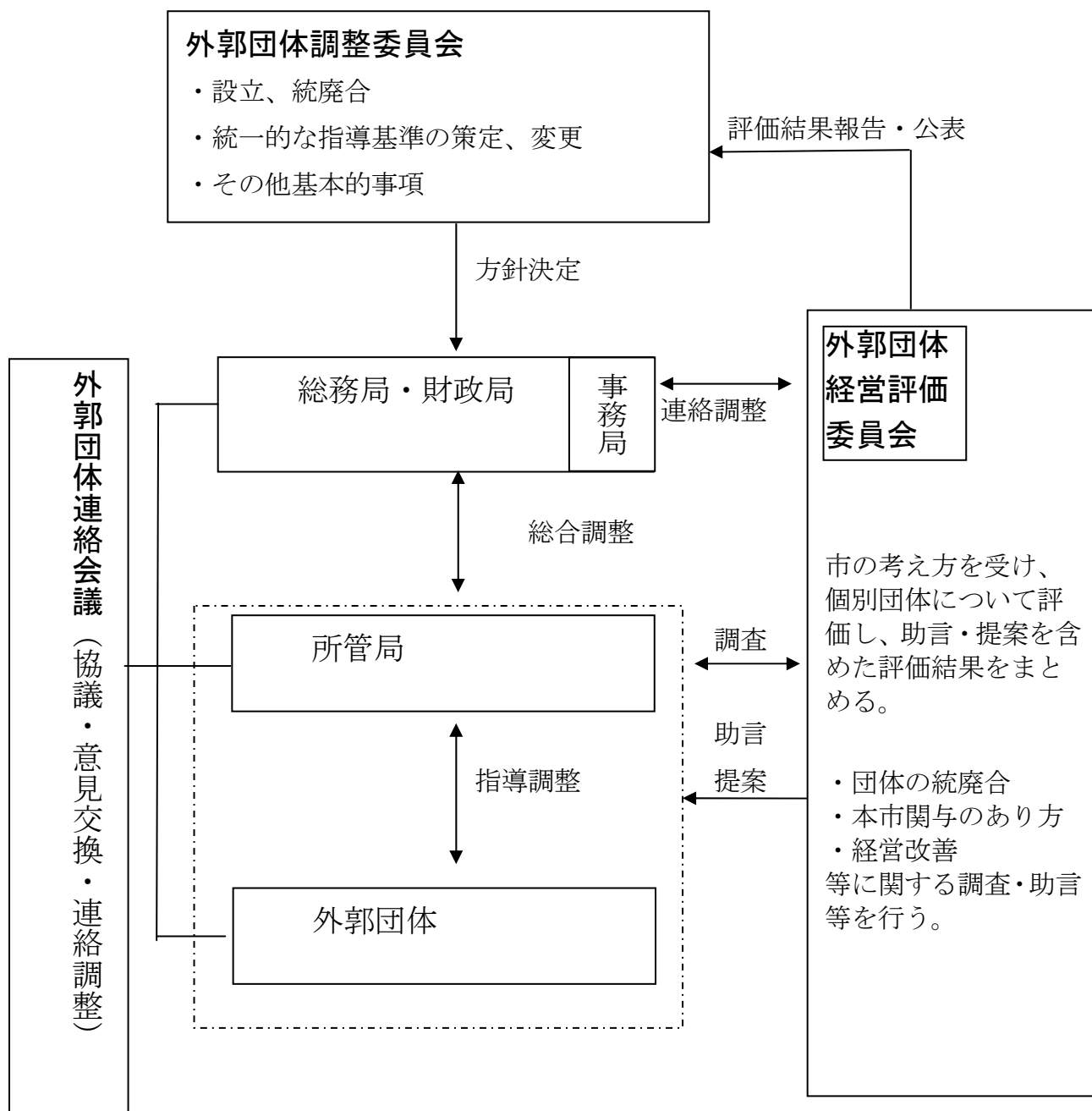
平成 18 年度に地方独立行政法人化する公立大学法人名古屋市立大学については、地方自治法第 221 条第 3 項等の規定により、この計画の対象団体とするとともに、地方独立行政法人制度のもとで、市が示す中期目標に基づき中期計画を作成し、適正かつ効率的な業務運営に努めます。

団 体 名	
○地方自治法第 221 条第 3 項に規定する団体（本市の出資・出捐が資本金等の 1/2 以上等）	
28 団体	
(財)名古屋国際センター	名古屋市土地開発公社
(財)名古屋市民休暇村管理公社	(財)名古屋フィルハーモニー交響楽団
(財)名古屋市中小企業共済会	(財)名古屋市工業技術振興協会
(財)名古屋市文化振興事業団	名古屋食肉市場(株)
(財)名古屋市小規模事業金融公社	(財)名古屋都市産業振興公社
(財)名古屋市リサイクル推進公社	(財)名古屋市高齢者療養サービス事業団
(財)名古屋都市整備公社	名古屋市住宅供給公社
名古屋高速道路公社	若宮大通駐車場(株)
(財)名古屋都市センター	(財)名古屋市建築保全公社
名古屋ガイドウェイバス(株)	栄公園振興(株)
名古屋臨海高速鉄道(株)	(財)名古屋市建設事業サービス財団
(財)桜仁会	(財)名古屋市防災管理公社
(財)名古屋市体育協会	(財)名古屋市教育スポーツ振興事業団
名古屋地下鉄振興(株)	(株)名古屋交通開発機構
○本市の出資・出捐が資本金等の 1/4 以上（上記団体を除く）で指定する団体（出資割合、人的支援等の状況を考慮）	
6 団体	
名古屋市信用保証協会	(財)名古屋観光コンベンションビューロー
(株)国際デザインセンター	(福)名古屋市総合リハビリテーション事業団
名古屋西部ソイルリサイクル(株)	名古屋遊覧バス(株)
○本市の出資・出捐が資本金等の 1/4 未満であるが人的支援を行っている団体	
15 団体	
名古屋市健康保険組合	名古屋市職員互助会
(財)2005 年日本国際博覧会協会	中部国際空港(株)
(財)名古屋城振興協会	(福)名古屋市社会福祉協議会
(社)名古屋市シルバー人材センター	(福)なごや福祉施設協会
(福)芳龍福祉会	愛知高速交通(株)
(財)東山公園協会	(財)名古屋市みどりの協会
(財)名古屋市学校給食協会	(財)水道サービス
(社)名古屋市交通局協力会	

※ なお、国又は県が主体となって設立した 3 団体（財団法人 2005 年日本国際博覧会協会、中部国際空港株式会社、愛知高速交通株式会社）については、人的支援を中心に改革・改善に取り組むこととする

参考資料 2 外郭団体改革の推進体制

○概念図



○進め方

- 1 外郭団体改革に関する市の考え方を提示
- 2 市の考え方を踏まえた経営評価委員会による個別団体の評価
- 3 経営評価委員会の評価結果を報告書にまとめ公表
- 4 委員会から示された報告書を踏まえ市としての見解・方針を公表

V 諸情勢に適応した給与制度

1 趣旨

本市職員の給与は、国の勧告内容や本市内の民間給与実態調査を踏まえ毎年行われる人事委員会の報告及び勧告を尊重して改定することにより、地方公務員法上の情勢適応の原則に則したものとなるよう決定してきているところであり、その額は適正な水準を確保しています。

しかしながら、現下の社会経済情勢の変化は激しく、民間の給与制度も大きく変化してきており、また、国においても公務員制度改革に向けた取り組みが着実にすすめられていることから、これらの動向を勘案しつつ、本市職員の給与制度については、職員の職務・職責に応じ、職員の士気を一層確保できるものとなるよう、引き続き必要な検討を行い、見直しを実施していく必要があります。

また、平成 17 年度から、職員の給与の状況を含め、人事行政の運営等の状況全般について公表していますが、今後も、一層の公正性、透明性を高めるため、引き続き必要な検討を行い、公表内容の充実を図っていきます。

2 平成 16 年度末の状況

(1) 給与制度、運用

- ・ 55 歳昇給停止制度の導入（平成 14 年度）
- ・ 勤務成績に基づく昇給制度の運用
- ・ 退職時特別昇給の廃止（平成 16 年度）
- ・ 厳格な選考に基づく昇格制度の運用
- ・ 退職手当の支給率の引き下げ（平成 14 年度）、勤続 20 年以上の定年退職者等の退職手当の加算割合の引き下げ（平成 16 年度）
- ・ 特殊勤務手当の見直し（39 種類→32 種類）

(2) 職員の給与の状況の公表

地方公務員法及び名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、初任給、平均給与月額、手当の支給状況等について、インターネットなどにより広く市民に公表しました。

3 基本方針

(1) 給与制度、運用

ア 複雑多様化する行政ニーズをよりの確に把握し、これに積極的に応えることができる職員、より一層のやる気をもって職務に精励することができる職員を育成することで、さらなる公務能率の向上を図りつつ、市民の満足度を高める市政の実現をめざすため、より一層公正で納得性の高い評価制度も確立し、職員の能力・成果を適切に反映した給与制度の定着・推進を図ります。

イ 特殊勤務手当の見直し等給与の適正化については、これまでと同様、着実に推進していきます。

(2) 職員の給与の状況の公表

一層の公正性、透明性を高めるため、公表内容の充実を図っていきます。

4 平成 17～22 年度までの取組目標

(1) 給与制度、運用

ア 職務給原則を徹底するため、上級主任制度を廃止するなどして、さらに職務・職責を適正に反映した給与制度を確立します。

また、職員のモラルアップを図るため、できる限り早期に、公務の特性を踏まえた公正で納得性の高い評価制度を導入し、より一層能力・成果を適切に反映した給与制度を確立します。

イ 調整額及び特殊勤務手当については、市民の理解と納得が得られる制度内容となるよう、引き続き、必要な見直しを実施します。

(2) 職員の給与の状況の公表

一層の公正性、透明性を高めるため、引き続き必要な検討を行い、より市民に理解しやすいものとなるよう、公表内容の充実を図ります。

VI 財政健全化への取り組み

1 趣旨

平成 13 年 9 月に財政健全化計画を策定し、行政評価制度の活用による施策のシフト、事務事業の効率化とコスト縮減、予算編成システムの改革などの方策に取り組むことにより、平成 17 年度、18 年度の予算において、公債償還基金からの借入を行わないという当面の目標は、達成することができました。

しかし、この目標は、不用土地の売却や、行政改革推進債の発行により収支を償ったうえで達成できたものであり、平成 18 年度予算をもとに、平成 19 年度以降の財政状況を見込むと、収支不足が 400 億円～500 億円となっていることから、今後引き続き財政健全化に取り組む必要があります。

こうしたことから、地方分権時代の中での自主・自立的な財政運営が可能となり、少子高齢社会の進展にも弾力的に対応できる財政基盤の確立をめざし、平成18年度中を目途に新たな財政健全化計画を策定し、時代の変化に合わせた施策のシフトやコスト縮減に一層強力に取り組むこととします。

2 平成16年度末の状況

財政健全化計画の取り組み状況（当初予算ベース）

区 分	効 果 額 （単位 億円）				
	14年度	15年度	16年度	17年度	合 計
行政評価制度の活用による施策のシフト	3	59	50	35	147
事務事業の効率化とコスト縮減	282	459	203	250	1,194
事務事業の見直し	20	50	27	34	131
経常経費の削減	45	80	40	28	193
人件費の削減	16	66	48	35	165
投資的経費の抑制	151	213	67	133	564
その他（未利用土地の売却や公営企業への財政援助の圧縮等）	50	50	21	20	141
受益者負担の適正化	7	3	30	2	42
合 計	292	521	283	287	1,383

3 基本方針

(1) 基本的な考え方

計画的な定員管理等による人件費の削減、投資的経費の抑制、事務事業の見直しや施策のシフトによるその他経費の削減などの歳出削減や、受益者負担の適正化、市税の徴収率の向上、未利用土地の売却により、収支不足の解消を図り、持続可能な行財政運営を目指します。

(2) 歳入

ア 市税収入の確保

(ア) 税源移譲の確実な実施

三位一体の改革により、所得税から住民税への税源移譲を確実に実施するとともに、平成 19 年度以降も引き続き、消費税・法人税も含めた基幹税からの税源移譲を行うよう指定都市共同で要望していきます。

(イ) 市税徴収率の向上

歳入の柱である税収の確保及び公平性確保の観点から、市税徴収率のさらなる向上を図ります。

(ウ) 課税自主権の調査研究

税源移譲後の地方税の役割や地方税に対する関心の高まりに応え、納税者の信頼が得られる税制の構築のため、課税自主権の調査研究を行います。

イ 受益者負担原則の徹底

特定の事業や公共サービスにより利益を受ける方に、事業の経費、公共サービスのコストへの負担を求めるという受益者負担原則の徹底を図ります。

特に公の施設の使用料については、法令等で基準が示されている施設を除いた 440 施設を対象として、「公の施設にかかる使用料の設定基準」にもとづき使用料を算定し、126 施設の使用料を改定します(平成 17 年 9 月市会で条例改正、平成 18 年 4 月から新料金適用)。

また、国基準、他団体と比較してバランスを欠いているものは、均衡を図ります。

ウ 未利用土地の売却

有効活用を図ることができない土地について売却を促進します。

(3) 歳出

ア 人件費

計画的な定員管理による定員削減などにより、人件費を削減します。

イ 投資的経費

投資的経費については、都市基盤整備のため一定水準は確保されるべきですが、国庫・県補助事業といえども十分精査し重点化を図るとともに、単独事業についても抑制に努めます。

ウ 公債費

市債発行を抑制し、市債残高の累増に歯止めをかけることにより、公債費の圧縮を図ります。

エ 物件費、扶助費等

行政評価の活用や公的関与のあり方の検証により、施策のシフト、事務事業の委託化、施設の廃止を含めた見直しなどを実施し、経費削減を行います。

オ 公営企業会計、特別会計への繰出

公営企業会計や独立採算を前提とした事業会計について、経営健全化を促進し、これらの会計への財政援助の総額を圧縮します。

参考資料 平成 17～22 年度までの収支見込と収支不足への対応

(1) 収支見込（一般会計）

（単位：億円）

区 分		平成17年度 予 算 額	平成18年度 予 算 額	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
歳 入	市 税	4,612	4,769	4,996	5,072	5,118	5,201
	市 債	1,104	1,011	838	813	802	770
	そ の 他	4,171	4,012	3,746	3,735	3,751	3,818
	計	9,887	9,792	9,580	9,620	9,671	9,789
歳 出	人 件 費	1,845	1,884	1,945	1,958	1,963	1,944
	公 債 費	1,397	1,397	1,380	1,421	1,447	1,418
	投資的経費	1,071	1,042	1,053	1,053	1,068	1,112
	そ の 他	5,574	5,469	5,567	5,654	5,726	5,825
	計	9,887	9,792	9,945	10,086	10,204	10,299
差 引 収 支		—	—	△ 365	△ 466	△ 533	△ 510

※ この収支見込は、平成 18 年度予算額をベースに、経済成長率の見通し等を勘案し推計した

(2) 収支不足への対応

(単位：億円)

区 分	平 成 17 年度	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 21 年度	平 成 22 年度
計画的な定員管理等による人件費の抑制	35	8	(32) 40	(32) 72	(32) 104	(32) 136
投資的経費の抑制 その他経費の削減（事務事業の見直しなど） 受益者負担の適正化 公営企業の経営健全化の促進	122	102	(63) 165	(69) 234	(45) 279	(35) 314
不用土地の売却等	69	98	60	60	50	10
行政改革推進債（財政健全化債）の発行	153	136	100	100	100	50
公債償還基金からの借入	—	—	—	—	—	—
合 計	379	344	365	466	533	510

※ かつこ書きの数値は、前年度に対して増加する額を内書きで示した

（参考 1）用語説明

シフト（5 頁、以下頁数は初出頁。）

必要度・重要度の高い部門に人員や事業の重点化を行なうこと。

施策評価・事務事業評価（6 頁）

施策評価とは、「名古屋新世紀計画 2010 第 2 次実施計画」に搭載されている 79 の施策の実績を、局を超えて横断的に評価するもの。

事務事業評価とは、施策を実現する手段として位置付けられる事務事業を、「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあがっているか」という視点から評価を行うもの。市職員による内部評価と外部有識者による外部評価を行なっている。

ソフト事業（6 頁）

事務事業評価を行なう上で、事業の性格に応じて分類した事務事業の 5 類型（6 頁記載の①～⑤）の一つで、施設の建設（同②）・整備事業（同③）を除いた自主事業を指す。

指定管理者（13 頁）

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき、地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために指定する法人その他の団体。平成 15 年 6 月の地方自治法改正により導入され、市の出資法人のほか民間事業者を含めた多様な団体が公の施設を管理運営することを可能とし、サービス向上と経費の節減を目指す。

ライフサイクルコスト（13 頁）

施設の設計、建設、維持管理、運営等のすべての段階の費用を合わせた総事業費。

管理代行制度（15 頁）

公営住宅法に基づく公営住宅の管理に関する特例制度。行政区域内の公営住宅について、他の地方公共団体や地方住宅供給公社による管理の代行を可能とし、地域における公営住宅や地方住宅供給公社の賃貸住宅を一体的に管理することにより、一層の効率化と地域の実情に応じたきめ細かなサービスの提供を図る。

公立大学法人（15 頁）

地方独立行政法人法に基づき、「その地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として」地方公共団体が設立する地方独立行政法人のうち、「大学の設置、管理」を行なう法人（同法第 68 条第 1 項）。

内部事務管理センター（19 頁）

給与や旅費支給などの内部事務を集約化して行なうセンター。

再任用職員制度（23 頁）

職員が長年培った能力、経験を活用するため、定年退職者等を 1 年以内の任期を定めて改めて採用する制度。

任期付職員制度（23 頁）

高度の専門性を備えた人材の能力活用や、期間が限定される専門的な行政ニーズへの対応を図るため、民間人材を地方公務員として、任期を定めて採用する制度。

職務給原則（34 頁）

地方公務員法第 24 条第 1 項に定める「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とする原則。

上級主任制度（34 頁）

事務能力の向上及び事務事業の効率的な執行を図る観点から、職員を選考により任用する制度。

調整額（34 頁）

職務内容、勤労条件等が同じ職務の級に属する他の職に比べ、著しく特殊な職を占める職員に対し、給料の一部として支給するもの。

公債償還基金（35 頁）

市債（長期借入金）を満期に一括して返還するために積み立てている基金。この基金からの借入れをし、使ってしまうと、将来、返済すべき時期に返済できなくなる。

投資的経費（36 頁）

道路の整備や学校の建設など、公共施設を整備するための経費。

課税自主権（36 頁）

地方自治体が、地方税について税目や税率などを、自主的に決めることができる権限。

扶助費（37 頁）

保育所の運営費、医療費の助成、生活保護世帯の生活費などの経費。

（参考 2）本文記載の計画等について

本文に記載のある、または本文をお読みいただく上で参考となると思われる計画等につきましては、市民情報センター（市役所西庁舎 1 階）又は本市公式ウェブサイトでご覧いただけます（平成 18 年 3 月時点）。

< 1 行財政集中改革計画策定の趣旨 >

「名古屋新世紀計画 2010」

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/sougou/shinseiki/>

「名古屋新世紀計画 2010 第 2 次実施計画」

http://www.city.nagoya.jp/shisei/sougou/shinseiki/jishikikaku_2nd/nagoya00007906.html

「第 2 次行財政改革計画」

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/gyouzaisei/dai2ji/>

「財政健全化計画」

http://www.city.nagoya.jp/shisei/zei/yosan_zaisei/kenzenka/

< 2 ー I 事務事業の見直し >

「行政評価（事務事業評価）の実施結果－平成 16 年度実施事務事業－」

http://www.city.nagoya.jp/shisei/gyouzaisei/gyouseihyouka_16/

< 2 ー II 民間委託等の推進 >

「公的関与のあり方に関する点検指針」

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/gyouzaisei/nagoya00006982.html>

< 2 ー IV 外郭団体の見直し >

「外郭団体改革実行プラン」

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/gyouzaisei/gaikakuplan/>

また、その他、本市行財政改革に関する情報につきましては、本市公式ウェブサイトの以下の URL に掲載をしておりますので、併せて、ご覧ください。

本市公式ウェブサイト「行財政改革」

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/gyouzaisei/>

行財政集中改革計画

平成18年3月

発行 名古屋市 総務局行政システム部行政経営室
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話 052(972)2181
FAX 052(972)4109
電子メール gyoukaku@somu.city.nagoya.lg.jp